

## 「安全・安心まちづくり」の推進について

平成18年11月24日

生企第5236号

警察本部長

### 「安全・安心まちづくり」の推進について（通達）

地域安全活動推進要綱（平成18年生企第5235号）に基づく「安全・安心まちづくり」の推進要領は、次のとおりとするので、実効の上がるよう特段の努力をされたい。

### 記

#### 第1 基本方針

「安全・安心まちづくり」は、各種社会インフラの整備を伴うこと、地域住民が日常利用する空間における安全対策であることなどから、警察のみで推進できるものではなく、自治体関係部局はもとより、防犯協会等の関係団体、防犯ボランティア、地域住民等と問題意識を共有し、その理解を得て連携の上、地域の特性を尊重しつつ、長期的視点から粘り強く取り組むものとする。

#### 第2 推進重点対象

- (1) 道路、公園、自動車駐車場、自転車駐車場等
- (2) 共同住宅

#### 第3 推進要領

##### 1 道路、公園、自動車駐車場、自転車駐車場等

##### (1) 整備及び管理者に対する働き掛け

ア 道路、公園、自動車駐車場、自転車駐車場等（以下「道路等」という。）の整備又は管理を行う自治体関係部局、地域住民等に対し、道路等における犯罪の発生状況を随時提供するとともに、道路、公園、自動車駐車場、自転車駐車場等の整備及び管理に係る防犯上の留意事項（別紙1。以下第3の1において「防犯上の留意事項」という。）を踏まえ、道路等の構造、設備等の整備及び改善、防犯設備の整備並びに地域住民の参加について働き掛けること。

イ 道路等における犯罪の発生状況及び地域住民の要望等により、子ども、女性及び高齢者に対する犯罪等を防止するための対策を早急に講じる必要がある地域又は箇所を把握した場合は、当該地域又は箇所に係る道路等の整備又は管理を行う者に対し、防犯上の留意事項を踏まえた必要な措置が講じられるよう重点的に働き掛けること。

ウ 道路等が新たに整備される場合のみならず、既存のものについても、改修又は植栽の剪（せん）定、住民による清掃その他の維持管理の際に、防犯上の留意事項を踏まえた必要な措置が講じられるよう、道路等の整備又は管理を行う者に対し働き掛けること。

(2) 自治体の「まちづくり計画」への反映

県及び市町村の都市計画、都市再開発計画、大規模団地造成計画等のまちづくり計画の策定並びに道路の新設及び改良の情報の把握に努め、これら計画の策定段階及び実行段階において、防犯上の留意事項を踏まえた道路等の設計、防犯設備の整備等が行われるよう、自治体関係部局に働き掛けること。

2 共同住宅

(1) 既存の共同住宅の管理者等に対する働き掛け

犯罪の発生状況、共同住宅の居住者その他の住民の要望等により、犯罪を防止するための対策を早急に講じる必要がある既存の共同住宅を把握した場合は、当該共同住宅の管理者又は所有者に対し、共同住宅に係る防犯上の留意事項（別紙2）を踏まえ、犯罪を誘発するおそれのある構造若しくは設備の改善又は防犯設備の整備について働き掛けること。

(2) 共同住宅の建築主、建築業者等に対する働き掛け

共同住宅の建築を行う自治体関係部局、建築事業者等に対し、共同住宅に係る防犯上の留意事項を踏まえた構造、設備等を有する防犯性に優れた共同住宅が建築されるよう、共同住宅における犯罪の発生状況を随時提供するとともに、犯罪防止のために必要な構造及び設備、防犯設備の整備等の必要性等について働き掛けること。

一部改正〔平成27年第1493号〕

第4 資機材の整備

防犯灯、防犯カメラ、防犯ベル等安全・安心まちづくりの推進に必要な資機材の整備について、必要な措置を講じるよう努めること。

追加〔平成27年第1493号〕

## 第5 留意事項

1 安全・安心まちづくりの働き掛けに当たっては、道路、公園、自動車駐車場、自転車駐車場等に係る防犯上の留意事項及び共同住宅に係る防犯上の留意事項の内容をよく理解した上で行うこと。

なお、これら防犯上の留意事項は、埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号）に基づき策定された埼玉県防犯指針を踏まえ、防犯上考慮すべき具体的事項を一般的に示したものであり、一律に適用するものではないことに注意すること。

2 安全・安心まちづくりは、自治体関係部局、施設の管理者、関係業界等がその必要性を理解し、自ら取り組むことが望ましいが、義務を負わせ、又は規制を課すものではないので注意すること。

3 自治体関係部局に対する働き掛けに当たっては、あらかじめ当初予算又は補正予算の編成時期を把握し、時宜をとらえた働き掛けを行うこと。

一部改正〔平成27年第1493号〕

実施日

この通達は、平成18年12月1日から実施する。

実施日（平成27年3月13日生企第1493号）

この通達は、平成27年3月13日から実施する。

【別紙省略】